

平成 2 8 年度
実地指導の結果について

【平成28年度 実地指導計画数と実績】

	市内事業所数	実施計画数	実施数	3月末までの 実施予定数
認知症対応型通所介護	3	2	2	0
認知症対応型共同生活介護	8	2	2	0
小規模多機能型居宅介護	8	1	1	0
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	0	0
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	5	5	5	0
地域密着型通所介護	24	11	8	3
地域包括支援センター	6	0	0	0
合計	56	21	18	3

※市内事業所数においては、2/20時点

【指定地域密着型サービス事業所指導内容】

○（介護予防）認知症対応型通所介護

事業所 A・・・・・・・・・・5 ページ

事業所 B・・・・・・・・・・7 ページ

○認知症対応型共同生活介護

事業所 C・・・・・・・・・・9 ページ

事業所 D・・・・・・・・・・11 ページ

○小規模多機能型居宅介護

事業所 E・・・・・・・・・・13 ページ

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業所 F・・・・・・・・・・14 ページ

事業所 G・・・・・・・・・・15 ページ

事業所 H・・・・・・・・・・16 ページ

事業所 I・・・・・・・・・・17 ページ

事業所 J・・・・・・・・・・19 ページ

○地域密着型通所介護

事業所 K・・・・・・・・・・20 ページ

事業所 L・・・・・・・・・・22 ページ

事業所 M・・・・・・・・・・24 ページ

※地域密着型通所介護については、指導内容を通知した事業所のみ。

指定地域密着型サービス事業所指導内容

事業所名	事業所 A
サービス名	(介護予防) 認知症対応型通所介護

■ 文書指摘

なし。

■ 口頭指示

【運営規定について】

- 運営規定の題名を「通所介護」から「認知症対応型通所介護」へ改めること。
- 草津市指定地域密着型サービスの人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（以下、草津市条例という）第74条に規定する、従業者の員数について、現時点での勤務状況を記載するのではなく、最低基準の「〇名以上」という文言に書き換えること。
- 営業時間について、実態に即した時間帯へ改めること。
- 利用料その他の費用の額について、利用者負担額を「1割」から「1割または2割」という表記へ改めること。
- 草津市条例第80条に規定する、記録の保存期間について、文言を追加すること。
- 草津市条例第79条に規定する、運営推進会議の実施について、文言を追加すること。

【重要事項説明書について】

- 事業の目的について、「指定通所介護事業」から「認知症対応型通所介護事業」へ改めること。また、介護予防の事業も行っていることから、「要介護状態」から「要介護状態等」という、双方に対応できる表記へ改めること。
- 事業所の職員体制について、実態に即した員数を記載すること。

【勤務形態について】

- 個別機能訓練加算を取得していることから、機能訓練指導員が休みの際は、他の従業員が代わりに機能訓練指導員として入っていることが、明確に分かるような勤務表を作成すること。

【請求書（領収書）について】

- 介護保険サービスの中の医療系サービス（訪問看護や訪問リハビリなど）を利用してしている者について、領収書の備考欄に医療費控除に関する説明を追記すること。

【マニュアルや記録について】

- 草津市条例第77条に規定する、消防団や地域住民、社会福祉施設との連携を図り、災害対策に必要な訓練を行うこと。また、地震や台風、水害等、災害の種類によって避難経路等も変わってくることから、それぞれの災害に対応可能なマニュアルを作成すること。

【認知症対応型通所介護計画および個別機能訓練計画について】

- 草津市条例第72条に規定する、目標に向けて行う訓練内容とその結果について、より具体的な内容を記録すること。

指定地域密着型サービス事業所指導内容

事業所名	事業所B
サービス名	(介護予防) 認知症対応型通所介護

■ 文書指摘

なし。

■ 口頭指示

【運営規定について】

- 草津市条例第74条に規定する、従業者の員数について、記載すること。また、現在は個別機能訓練加算を取得しておらず、機能訓練指導員の配置がないことから、機能訓練指導員に関する記載を削除すること。
- 第12条(3) 運営規定の内容として不要であるため、削除すること。
- 第12条(7) 健康保険被保険者証の提示は必要ではないことから、削除すること。
- 第19条 草津市条例第79条に規定する、運営推進会議の実施について、条文へ追加すること。

【重要事項説明書について】

- 事業者番号について、「滋賀県指定」から「草津市指定」へ改めること。
- 事業所の職員体制について、実態に即した職種および員数を記載すること。
- 「通所介護計画」から、「認知症対応型通所介護計画」へ改めること。
- サービスの利用料金表について、1割負担の利用料金だけでなく、2割負担の利用料金も記載すること。
- サービス提供にあたって、「介護保険負担割合証」の確認を追加すること。
- 草津市条例第80条に規定する、記録の整備について、「サービス提供の日から2年間」から「サービスの完結日から5年間」へ改めること。
- 重要事項説明書は利用者のサービス選択に資するものであり、直接契約に結びつくものではないことから、契約を前提とした文面を改め、「利用者」から「本人」等の表現に改めること。

【領収書の記入について】

- 内訳に、費用の種類を記載すること。

「マニュアルや記録について」

- 草津市条例第79条および第80条に規定する、事故発生時の対応および記録の整備について、研修内容や苦情処理対応の報告書等を、従業員へ周知し、保存すること。
- 草津市条例第77条に規定する災害対策について、火災や風水災害、地震災害等、それぞれの災害に対応可能な各マニュアルを作成すること。また、各避難経路図も作成すること。

「勤務形態について」

- 草津市条例第75条に規定する、勤務体制の確保について、生活相談員の配置が確保できていない日があったことから、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めること。

「認知症対応型通所介護計画について」

- 草津市条例第72条に規定する、認知症対応型通所介護計画について、居宅サービス計画の短期目標に基づき、より具体的で個別的な計画を作成すること。また、実施状況及び目標の達成状況を継続的に記録すること。

指定地域密着型サービス事業所指導内容

事業所名	事業所C
サービス名	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

■ 文書指摘

なし。

■ 口頭指示

【運営規定について】

- 介護予防の事業も行っていることから、題名および運営規定の内容全てにおいて、「認知症対応型共同生活介護事業所」から、「(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所」という文言へ改めること。
- 介護予防の事業も行っていることから、「要介護の状態にある」から、「要支援及び要介護の状態にある」という、双方に対応できる表記へ改めること。また、このことに踏まえ、「(以下要介護者)」から「(以下要介護者等)」という表記へ改めること。
- 草津市条例第119条**に基づき、「介護計画」ではなく、正式名称の「認知症対応型共同生活介護計画」という文言へ改めること。
- 草津市条例第123条**に規定する、利用定員について、利用定員を1階と2階に分け、それぞれ明確にすること。
- 草津市条例第123条**に規定する、従業者の員数について、現時点での実人数を記載するのではなく、最低基準の「〇名以上」という文言に書き換えること。また、介護従業者については夜間および深夜の時間帯の配置についても記載すること。
- 草津市条例第128条第2項**に規定する、記録の保存期間について、文言を追加すること。
- 草津市条例第129条**に規定する、運営推進会議の実施についての文言を追加すること。

【重要事項説明書について】

- 毎月の費用について、介護保険の費用に関して「1割」から「1割または2割」という表記へ改めること。
- 重要事項説明は利用者のサービス選択に資するものであり、直接契約に結びつくものではないことから、契約を前提とした文面を改め、「利用者」から「本人」等の表現に改めること。また、説明者について、「事業所名」と「氏名」の欄を作成すること。

【契約書について】

○利用者が入院した場合の解約手続き等に関する具体的な内容を追加すること。

【勤務形態について】

○草津市条例第112条に基づき、管理者は管理者の業務に支障がない限り、他の業務を兼務することができるが、管理者が計画作成担当者および介護従業員を兼務しているため、管理業務に充てている時間が少なくなっていることから、管理者が管理業務を主とするような配置を確保すること。

【マニュアルや記録について】

○草津市条例第128条に基づき、研修内容や苦情処理対応の報告書等を、従業員へ周知し、保存すること。

○草津市条例第129条に基づき、火災や風水災害、地震災害等、それぞれの災害に対応可能な各マニュアルを作成すること。また、各避難経路も作成すること。

【認知症対応型共同生活介護計画について】

○草津市条例第119条に基づき、認知症対応型共同生活介護計画は中身の充実性を図る必要があるため、プラン作成後においてもアセスメントや評価を行うこと。

○長期目標を立てる際は、達成可能な内容の目標を掲げること。

指定地域密着型サービス事業所指導内容

事業所名	事業所D
サービス名	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

■ 文書指摘

なし。

■ 口頭指示

<p>【運営規定について】</p> <ul style="list-style-type: none">○草津市条例第128条第2項に規定する、記録の保存期間について、文言を追加すること。○草津市条例第129条において準用する第106条第1項に規定する、運営推進会議の実施について、文言を追加すること。
<p>【重要事項説明書について】</p> <ul style="list-style-type: none">○「介護計画表（票）」から「認知症対応型共同生活介護計画」へ改めること。○苦情相談のできる場所として、「草津市介護保険課」、「滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険課」の連絡先を追加すること。○事業所の職員体制について、実態に即した員数を記載すること。○重要事項説明書は、直接契約に結びつくものではないことから、契約を前提とした文面を改め、「契約にあたり」という文言を削除すること。
<p>【契約書について】</p> <ul style="list-style-type: none">○個人情報を用いる際に、あらかじめ文書で、家族等から同意を得ること。○契約締結に際し、日付を必ず記入すること。
<p>【勤務形態について】</p> <ul style="list-style-type: none">○介護従業者の勤務時間が、就業規則に規定する月160時間を超過しているため、他の職員の配置を改め、適正な勤務時間を確保すること。○草津市条例第112条に規定する、管理者について、管理者は、従業者の管理および運営状況について把握している必要があることから、管理者として専ら業務に従事できるよう、勤務体制を改めること。
<p>【マニュアルや記録について】</p> <ul style="list-style-type: none">○草津市条例第2章の第4節第33条、第35条、第36条に基づき、研修内容や苦情処理対応の報告書等を、従業員へ周知し、保存すること。○草津市条例第129条に規定する、火災や風水災害、地震災害等、それぞれの災害に対応可能な各マニュアルを作成すること。また、各避難経路も作成すること。

【認知症対応型共同生活介護計画等について】

- 草津市条例第119条に規定する、認知症対応型共同生活介護計画について、アセスメントの作成が、プラン作成後になっていたことから、アセスメントからモニタリングまで、適正に実施すること。
- 介護職員が行うことができる医療行為を、従業員全員で把握し、適切なケアを行うこと。

指定地域密着型サービス事業所指導内容

事業所名	事業所E
サービス名	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

■ 文書指摘

なし。

■ 口頭指示

【重要事項説明書】

○利用者が入院された場合について、具体的な文言の追加をすること。

【契約書について】

○サービス提供時間の内訳が【通いサービス 9:00~16:00】、【宿泊サービス 19:30~9:30】となっているが、通いサービスから宿泊サービスをそのまま利用される場合、16:00~19:30の空白の時間の取り扱いについて明記すること。

【領収書の記入について】

○介護保険サービスの中の医療系サービス（訪問看護や訪問リハビリなど）を利用している方について、領収書に①医療費控除の対象となるもの、また、②医療費控除の対象となる金額を区分して記載をすること。

【小規模多機能型居宅介護計画について】

- プランの作成日を必ず記入すること。
- プランの署名欄もしくは担当者会議の要点に、プランの同意を得た日を必ず記録すること。
- アセスメントの実施日についても必ず記入すること。
- 介護支援専門員は介護従業者も兼務しているが、モニタリング記録が介護従業者の視点からみた内容のみであったことから、介護支援専門員としての視点からみた適正なモニタリング記録を残すこと。

指定地域密着型サービス事業所指導内容

事業所名	事業所F
サービス名	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■ 文書指摘

なし。

■ 口頭指示

【運営規定について】

- 草津市条例第178条で準用する第13条に規定する、受給資格等の確認について、負担割合証の確認を追加すること。
- 草津市条例第177条に規定する、記録の整備について、「2年間」から「5年間」へ変更すること。
- 草津市条例第178条で準用する第106条に規定する、運営推進会議の実施について、条文へ追加すること。

【入所契約書について】

- サービスの自己負担分の説明について、「1割」から「1割もしくは2割」に変更すること。
- 草津市条例第177条に規定する、記録の整備について、「2年間」から「5年間」へ変更すること。

【地域密着型施設サービス計画書について】

- 草津市条例第159条第6項に規定する、地域密着型施設サービス計画の作成について、医療と介護の連携は不可欠であることから、サービス担当者会議の開催にあたっては、主治医の参加もしくは意見を求めること。
- 草津市条例第159条第10項に規定する、地域密着型施設サービスの作成について、モニタリング方法を含め、記録すること。

指定地域密着型サービス事業所指導内容

事業所名	事業所G
サービス名	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■ 文書指摘

なし。

■ 口頭指示

【運営規定について】

- 参考基準を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」から「草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」へ変更すること。
- 草津市条例第177条に規定する、記録の整備について、条文へ追加すること。
- 草津市条例第178条で準用する第106条に規定する、運営推進会議の実施について、条文へ追加すること。

【重要事項説明書について】

- 施設の指定について、「滋賀県指定」から「草津市指定」に変更すること。
- 職員の配置状況について、現状に即した員数を記載し、員数に変更がある度に更新すること。
- 苦情の受付について、「滋賀県社会福祉協議会」を削除し、「滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課」の情報を追加すること。
- 入居時の持ち物について、項目の中に「負担割合証」を追加すること。また、入所対象を「要介護度1以上」から「原則要介護度3以上」へ変更すること。

【地域密着型施設サービス計画書について】

- 草津市条例第159条第6項に規定する、地域密着型施設サービス計画の作成について、医療と介護の連携は不可欠であることから、サービス担当者会議の開催にあたっては、主治医の参加もしくは意見を求めること。
- 草津市条例第159条第8項に規定する、地域密着型施設サービス計画の作成について、利用者または家族へ同意を得た後に、交付した日付について記録すること。

指定地域密着型サービス事業所指導内容

事業所名	事業所H
サービス名	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■ 文書指摘

なし。

■ 口頭指示

【運営規定について】

- 参考条例を「滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」から「草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（以下、草津市条例という）」へ変更すること。
- 草津市条例第177条に規定する、記録の整備について、条文へ追加すること。
- 草津市条例第178条で準用する第106条に規定する、運営推進会議の実施について、条文へ追加すること。

【重要事項説明書について】

- 職員の配置状況について、実態に即した員数を記載し、員数に変更がある度に更新すること。
- 苦情の受付について、「滋賀県社会福祉協議会」を削除し、「滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課」の情報を追加すること。
- 草津市条例第177条に規定する、記録の整備について、「2年間」から「5年間」へ変更すること。
- 重要事項説明書は、直接契約に結びつくものではないことから、契約を前提とした文面を改めること。

【地域密着型施設サービス計画書について】

- 草津市条例第159条第8項に規定する、地域密着型施設サービス計画の作成について、利用者または家族へ同意を得た後に、交付した日付について記録すること。
- 草津市条例第159条第10項に規定する、地域密着型施設サービス計画の作成について、モニタリング方法を含め、記録すること。

指定地域密着型サービス事業所指導内容

事業所名	事業所 I
サービス名	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■ 文書指摘

なし。

■ 口頭指示

【運営規定について】

- 参考基準を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」から「草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（以下、草津市条例という）」へ変更すること。
- 草津市条例第177条に規定する、記録の整備について、条文へ追加すること。
- 草津市条例第178条で準用する第106条に規定する、運営推進会議の実施について、条文へ追加すること。

【重要事項説明書について】

- 職員の配置状況について、実態に即した員数を記載し、員数に変更がある度に更新すること。
- 提供するサービスと利用料金について、「通常9割」から「9割もしくは8割」に変更すること。
- 苦情の受付について、「滋賀県社会福祉協議会」を削除し、「滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課」の情報を追加すること。
- 入居時の持ち物について、項目の中に「介護保険負担割合証」を追加すること。また、入所対象を「要介護度1以上」から「原則要介護度3以上」へ変更すること。
- 管理者または施設長の変更があった場合は、速やかに表記を変更すること。
- 重要事項説明書は、直接契約に結びつくものではないことから、契約を前提とした文面を改めること。また、署名欄を「身元引受人兼連帯保証人」から「代理人」に変更すること。

【地域密着型施設サービス計画書について】

- 草津市条例第159条第6項に規定する、地域密着型施設サービス計画の作成について、医療と介護の連携は不可欠であることから、サービス担当者会議の開催にあたっては、主治医の参加もしくは意見を求めること。また、サービス担当者会議は、地域密着型施設サービス計画書の原案の内容について、各担当者から専門的意見を求める必要が

あることから、サービス担当者会議の開催までに、地域密着型サービス計画書を作成すること。

○草津市条例第159条第8項に規定する、地域密着型施設サービス計画の作成について、利用者または家族へ同意を得た後に、交付した日付について記録すること。

○草津市条例第159条第10項に規定する、地域密着型施設サービス計画の作成について、モニタリング方法を含め、記録すること。

指定地域密着型サービス事業所指導内容

事業所名	事業所J
サービス名	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■ 文書指摘

なし。

■ 口頭指示

【運営規定について】

- 確認が必要な受給資格等の中に、「介護保険負担割合証」を追加すること。
- 草津市条例第158条第7項に規定する、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針について、人権の擁護、虐待の防止に関する条文を追加すること。
- 草津市条例第158条第8項に規定する、指定地域密着型介護用心福祉施設入所者生活介護の取扱方針について、他の社会福祉施設との連携に関する条文を追加すること。
- 草津市条例第177条に規定する、記録の整備について、条文を追加すること。
- 草津市条例第178条で準用する第106条に規定する、運営推進会議の実施について、条文を追加すること。

【重要事項説明書について】

- 施設の指定について、「滋賀県指定」から「草津市指定」に変更すること。
- 参考基準を「厚生労働省が定める基準」から「草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例」へ変更すること。
- 職員の配置状況について、実態に即した員数を記載し、員数に変更がある度に更新すること。
- 苦情の受付について「滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課」の情報を追加すること。

【地域密着型施設サービス計画書について】

- 草津市条例第159条第6項に規定する、地域密着型施設サービス計画の作成について、医療と介護の連携は不可欠であることから、サービス担当者会議の開催にあたっては、主治医の参加もしくは意見を求めること。
- 草津市条例第159条第8項に規定する、地域密着型施設サービス計画の作成について、利用者または家族へ同意を得た後に、交付した日付について記録すること。
- 草津市条例第159条第10項に規定する、地域密着型施設サービス計画の作成について、モニタリング方法を含め、記録すること。

指定地域密着型サービス事業所指導内容

事業所名	事業所K
サービス名	地域密着型通所介護

■ 文書指摘

なし。

■ 口頭指示

【運営規定について】

- 従業者の員数について、現時点での実人数を記載するのではなく、最低基準の「〇名以上」という文言に書き換えること。
- 通常の事業の実施地域について、「草津市」へ変更すること。
- 記録の保存期間を「2年間」から「5年間」へ変更すること。
- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下、厚生労働省令という）第34条に規定する、運営推進会議の実施についての文言を追加すること。

【勤務形態について】

- 厚生労働省令第21条について、管理者は、従業者の管理および運営状況について把握している必要があることから、本来、管理者として管理すべき業務において、改めて理解を深めること。
- 生活相談員の勤務時間が、就業規則に規定する月160時間を超過しているため、社会福祉主事等の資格を有する他の職員を配置するなど、適正な勤務時間を確保すること。

【運行記録について】

- 毎回、利用者の到着時間と送迎開始時間の記録を送迎車ごとに残すこと。

【マニュアルや記録について】

- 厚生労働省令第32条に規定する、消防団や地域住民との連携を図り、災害対策に必要な訓練を行うこと。また、訓練を行った際は従業者に周知するとともに、研修記録として残すこと。
- 厚生労働省令第33条、第35条、第36条に規定する、緊急時の対応、非常災害対策、衛生管理、苦情処理体制、事故発生時などのマニュアルの作成を行うこと。また、人権擁護などの研修について、研修記録を保存すること。

【地域密着型通所介護計画について】

- 厚生労働省令第27条2項、5項に規定する、地域密着型通所介護計画の作成について、単なるレクリエーションを行うのではなく、ケアマネジャーが立てている居宅サービス計画書に沿った内容のサービスを実施し、その後、評価を行うこと。
- 厚生労働省令第27条3項、4項に規定する、地域密着型通所介護計画の作成について、同意を得た日を必ず記録すること。
- 介護予防に関しては目標達成型プランのため、地域包括支援センターへの報告が必要となってくることから、月々のモニタリング記録を残すこと。

指定地域密着型サービス事業所指導内容

事業所名	事業所L
サービス名	地域密着型通所介護

■ 文書指摘

なし。

■ 口頭指示

【運営規定について】

- 従業者の員数について、現時点での実人数を記載するのではなく、最低基準の「○名以上」という文言に書き換えること。
- 厚生労働省令第34条に規定する、運営推進会議の実施についての文言を追加すること。
- 通常の事業の実施地域について、「草津市」へ変更すること。

【重要事項説明書について】

- 重要事項説明書は、直接契約に結びつくものではないことから、契約を前提とした文面を改め、署名欄を「利用者」から「本人」等の表現に変更すること。

【勤務形態について】

- 厚生労働省令第20条第1項に規定する、生活相談員について、生活相談員の要件を満たしていない職員が生活相談員として勤務しているため、社会福祉主事等の資格を有する他の職員を生活相談員として配置すること。

【個別機能訓練加算（Ⅱ）について】

- 居宅サービス計画書の内容に沿った個別機能訓練計画を立てること。
- 加算することが出来る条件の一つとして「機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3ヶ月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること」と挙げられているため、訪問した記録を書類として残すこと。

【運行記録について】

- 毎回、利用者の到着時間と送迎開始時間の記録を送迎車ごとに残すこと。

【マニュアルについて】

- 厚生労働省令第32条、第33条、第35条、第36条に基づき非常災害対策、事故発生時、衛生管理等のマニュアルの作成に努めること。
- 緊急時等の対応について、最新のものへ修正すること。

指定地域密着型サービス事業所指導内容

事業所名	事業所M
サービス名	地域密着型通所介護

■ 文書指摘

なし。

■ 口頭指示

【運営規定について】

- 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護を行っていることから、対象者について、双方に対応できる表記へ改めること。
- 厚生労働省令第35条に規定する、事故発生時の対応について、条文へ追加すること。
- 厚生労働省令第34条に規定する、地域との連携について、他の社会福祉施設との連携に関する記載を追加すること。
- 「通所介護・介護予防通所介護」を「指定地域密着型通所介護・指定介護予防通所介護」に改めること。
- 記録の保存期間について、「2年間」から「5年間」へ変更すること。
- 厚生労働省令第34条に規定する、運営推進会議の実施について、条文へ追加すること。
- 人権の擁護および虐待の防止について、条文へ追加すること。

【重要事項説明書について】

- 職員の配置状況について、実態に即した員数を記載すること。
- 利用料金等について、利用料金表には単位数だけではなく、自己負担となる1割および2割の料金も記載すること。
- 苦情の受付について、「滋賀県医療福祉推進課」を相談窓口として記載すること。
- 重要事項説明書は利用者のサービス選択に資するものであり、直接契約に結びつくものではないことから、契約を前提とした文面を改め、「利用者」から「本人」等の表現に改めること。

【勤務形態について】

- 厚生労働省令第30条に規定する、勤務体制の確保について、看護師の配置が確保できていない日があったことから、従業者の勤務体制を定めること。

【マニュアルや記録について】

- 厚生労働省令第30条および第36条に規定する、従業員の資質向上および記録の整備について、人権に関する研修を行い、記録に残すこと。
- 厚生労働省令第35条に規定する、事故発生時の対応について、受診を伴う事故が発生した際は、当市へ報告すること。

【地域密着型通所介護計画および個別機能訓練計画について】

- 厚生労働省令第25条および第27条に規定する、地域密着型通所介護計画の作成について、居宅サービス計画書の内容に沿い、目標設定をする必要があることから、元となる居宅サービス計画書に記載されている目標が、難しい目標だと事業所側が判断した場合、ケアマネジャーへその旨を伝え、達成可能な目標を再度立て直すこと。
- 厚生労働省令第27条に規定する、通所介護計画および個別機能訓練計画について、利用者の自宅を訪問した訪問日を含め、正確に記録すること。